# 令和5年度第2回寝屋川市地域福祉計画 推進委員会 会議要旨

会	議	の	名	称	令和5年度第2回寝屋川市地域福祉計画推進委員会
開	催		日	時	令和6年3月27日(水) 午後2時15分から午後3時20分まで
開	催		場	所	議会棟5階 第二委員会室
出	席		委	員	岡田委員長、伊与田副委員長、明石委員、中島委員、 林堂委員、宮本委員、近藤委員、大西委員、朽見委員、 森田委員、西尾委員、乾委員
欠	席		委	旦	田中委員
案				件	1 第5次寝屋川市地域福祉計画の策定について 2 重層的支援体制整備事業に関する取組について 3 第4次寝屋川市地域福祉計画における事業一覧に ついて
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由					公開
傍	聴	者	Ø	数	1名
所 ( =	管 事	务	部 局	署)	福祉部 福祉総務課

事務局

次第1 第5次寝屋川市地域福祉計画の策定について (次第1について説明(参照資料2、3-1、3-2))

委員

重層事業について聞くということだが、この重層的支援体制整備事業は市民の方にいきなりアンケートで聞いてもこの言葉ではちょっと分かりづらいので、アンケートを取る際は回答者がわかるような平易な言葉を使ったり簡単な説明を載せたりした上でアンケートをとって欲しい。

事務局

次第2 重層的支援体制整備事業に関する取組について (次第2について説明(参照資料2・3))

委員

多機関協働の取組で、社会福祉協議会に委託をするということだが、寝屋川市全体の計画を視野に入れて検討できる人を選定して欲しい。また、委託料は専門知識があるマネージャー的な役割ができる人材の予算を組んで欲しい。令和6年度予算は幾ら人件費等を組んでいるのか。

事務局

令和6年度の予算については次のとおりである。今後どのように重層事業の取組が広がっていくかにより令和7年度以降の 委託内容は変わっていく。

委託料 814 万円 (人件費 1 名分 733 万円。福利厚生費 4000 円。パソコンリース代 6 万 6000 円。消費税 74 万円)

委員

福祉全般に関する豊富な知識や経験が必要であり、そういう 人をすぐに社協の方が雇えるかどうか。行政から人を送り込む ことも必要ではないか。

事務局

福祉総務課も事務局を担っているので、社協とも話し合いを

重ねて、伴走型でやっていきたい。

委員長

指摘されたように専門性の高い人は引く手あまたで、寝屋川市が思っているタイミングで来ていただけるかは難しい。関係者の中で、該当するような人の情報があれば、いち早く配置できるようなサポートを行政及び関係機関にお願いしたい。

委員

寝屋川市重層的支援体制整備事業庁内連携会議のメンバーは。

事務局

包括的な相談窓口を実現するため、高齢・障害・こども・生活困窮の4分野に加え、相談を受ける窓口を所管している部署を選んでおり、メンバーは次のとおりである。

監察課、消費生活センター、市民サービス部(総務・窓口・広聴担当)、市民サービス部(徴収・納付担当)、市民活動振興室、環境総務課、保健総務課、保健予防課、健康づくり推進課、保護課、高齢介護室、障害福祉課、こどもを守る課、子育て支援課、子育てリフレッシュ館、保育課、経営総務課、学務課、教育指導課、社会教育推進課

委員

重層的支援会議のメンバーは。

事務局

重層的支援会議のメンバーは、基本的には庁内連携会議のメンバーとかぶるところがあると思うが、ケースによって必要な部署は当然変わってくるので、そのケースに応じて召集という形になる。また庁内だけではなく、そのケースに関係すれば、ケアマネージャーや病院関係者、市民団体、ボランティアの方などにも出席を依頼し、対象者についてどういう支援が必要かを検討していければと考えている。

## 委員長

庁内連携会議と重層的支援会議の住み分けが分かりにくいところかと思う。重層事業の想定している課題が1つの世帯1つの家庭、あるいは1人が、様々な課題を抱えているものである一方、その課題が全くわからない場合もある。世帯の背景により対応は変わるため、より良いネットワークとして仕組みができていれば、いちいち問い合わせずとも、ひとつの支援アプローチとして対応することができる。庁内連携会議はそういった仕組み(システム)を作ることをイメージしている会議かと思う。機能しないということにならないようにお願いしたい。

委員

この全体の会議の責任者は誰が持つのか。

事務局

重層的支援会議、庁内連携会議、庁外の方が来られる会議も すべて福祉部で取りまとめを考えている。

委員

今後5つの事業を一体的に実施していくということだったが、文字だけではなかなか分かりづらいところがあるので次回以降、こういう形でやりますっていうのを、図解説明していただきたい。

事務局

承知した。分かりやすい資料の作成に努める。

委員

取組①の外部団体への事業説明は、司法書士会や弁護士会へ の説明はあるか。

取組②の重層的支援会議は、個別案件ごとにメンバーが変わり、その個別案件ごとに1回1回検討していくというふうに理解したが、この地域福祉計画推進委員会のように年に何回やるとかそういう決まったものではないということか。また個別案件で検討ということだが、先ほど例としてケアマネや医療関係

者等出てきたが、その案件を担当するケアマネが出席するというように担当者も毎回違う人の出席を想定してるのか。それとも毎回ケアマネや司法書士会の代表者が出席するということを想定されているのか。

#### 事務局

取組①の外部団体の事業説明はまだ具体的にどこまで説明するのか詰めきっていない。リーガルサポートの方でも説明を聞きたいという要望があれば当然説明に伺う。

取組②の重層的支援会議については、個別ケースごとになる ので、代表ではなく関わりのある方に参加していただく会議に なる。

#### 委員

重層的支援会議と、成年後見利用促進法で言われている中核機関は、別にまた作るという理解でよろしいか。中核機関が設置されている市では、弁護士会はいろんな形でコミットしているが、資料の中には全然名前も上がってきていない。専門職が関わるところがないというふうに理解してこういうふうに作られているのか。それとも、中核機関の方で関与していくということなのか。

## 事務局

中核機関については検討段階であり、令和6年度中の設置に ついて検討していきたいと考えている。

重層事業と成年後見が関係ないから名前を載せていないというわけではなく、まだ検討段階ということで名前を載せていない。今後早急に検討していきたい。

#### 委員長

他市等の行政のイメージでいくと、重層的支援会議ではより 個別性の高い複雑な課題を抱えた市民の方がおられて、デフォルトで関わるような支援実施機関で個の外部団体はおられる が、より高度に法律的なサポートが必要だというときにはおそらくその都度専門職にご意見いただくというような関わりになるかと思う。複雑化した課題をどう福祉部局が連携し、紐解いて支援につなげていくかというところに重きが置かれているので、そこにリーガルサポート等必要であれば、その時々に入っていただくということになるのではないかと思う。

中核機関は、成年後見のところを専門職に入っていただかないと難しい部分がほとんどだと思うが、どの機関にも入っていただくということは大変だと思う。試行を通して、これからまたきちんと条例等を作っていくかと思うが、中核機関も想定されてるというのであれば、幾つも同じような役割を持たせるというのも負担や無駄になるかもしれないので、連携とかネットワークというところを重視していく作り方っていうのがいいのかなと思う。

## 事務局

次第3 第4次市地域福祉計画における事業一覧について (次第3について説明(参照資料5))

# 委員

寝屋川市では子ども食堂の取り組みがあるのか。

新聞やマスコミ等で子ども食堂のことについて、取り上げられており、これはいい考えだと共感している。

## 事務局

(No.29) 現在市内 13 団体のNPO法人等に対して、子ども食堂の事業をしている法人に対し補助をしている。

#### 委員

寝屋川市は何年も前から、市民後見はあまり取り組んでいない。市民後見人に関しては個人的にもいろいろ思うところはあり、また賛否もいろいろあるが、大阪府下全体で市民後見に取り組んできて、大阪家庭裁判所がかなり積極的にこの6年度か

ら市民後見人の選任を加速度的に進めている。重層事業をやっていく中で、そこを全く知りませんっていうのは寝屋川市としてなかなか難しくなってくるのかと思うので、その辺をどう考えるか。

寝屋川市は他市に比べると後見人の市長申立ての件数は多いが、実際にリーガルサポートに回ってくるような案件は誰も後見人になりたがらない件数が増えて来ており、また内容がブラックボックスで受けたらどんな仕事があるのか分からない状態で回ってくるため、家庭裁判所に返していくというような案件がもうどんどん増えている。個人情報保護法の問題等いろいる壁があるかと思うが、市長申し立てをする際にできるだけ深く掘った情報を載せて、裁判所に申し立てをしていただきたい。とりあえず書類を揃えて申し立てしても、受け手がなかなか見つからず何ヶ月も放置されるというような状況がどんどん増えているので、取り組みを考えていただきたい。

## 事務局

市民後見人の負担も大きいという課題もある中で今まで市として取り組めていないところだが、今現在市民後見をさらに促進していくという流れもあるため、他市の事例も参考にしながら、継続的に検討を進めていきたい。

市長申立てについては他市に比べ件数として多くなっている。お話ありましたように、より詳細なものということで、他にそういった情報が得られない方については、もう一度検討していきたい。

#### 委員

(No.41) 令和5年度に福祉総務課と防災課が協議をして、市避難行動支援計画を立てる前段階の管理をすると聞いているが、ぜひ両課で進めてほしい。11月ぐらいに大規模災害の避難訓練をするというところで、モデルケースで個別避難計画を立てた

ような形の避難訓練をぜひ取り入れて欲しい。障害のある方に とって能登半島地震がすごいショックであり、大きな課題になっている。どうやって逃げるか、障害があってもなくてもみん なが安全に安心して、避難するというのが一番大きな課題かと 思う。

障害のある子供の学校の不登校が結構増えてきている。コロナの影響もあり、人間関係の構築が薄くなってしまい、ますます障害のある子が不登校になってしまっている。ぜひその辺のところの支援体制を教育委員会も交えた形で福祉と連携をとりながら考えていただきたい。

事務局

承知した。

委員

(No.21-2) ヤングケアラー支援事業だが、先ほど中学生の不登校が多いという意見があったが、小学校高学年及び中学生の不登校の中にヤングケアラーにも関わる生徒がいるのではないかと思っている。そのことについて教育委員会に問い合わせるも、当時返答がなかったので、やはりこれも重層事業の中で教育委員会との連携を密にしていただきたい。

(No.29) 子ども食堂への補助金で市から1回につき月7000円の補助を受けているが、30人受け入れているいるところでも、80人受け入れているところでも同じ月7000円。その点についての見直しを考えているか。また、できたら小学校区で1ヶ所子ども食堂があれば、困窮家庭を助け、地域で見守られる場所があるとよいと思うが、力を入れていただけないか。

事務局

子ども食堂の見直しについて、もともと配食だけでなくそこでみんなが繋がるような形の場を設けるということを念頭に置いた事業であり、現時点では7000円の補助と食料支援、材料

等の提供としている。令和6年度は各団体の取組を見た上で今後検討していきたい。

## 委員長

ヤングケアラーについては本当に重層が想定している課題そのものである。子どもの課題や世帯全体が抱えている課題もあり、支援が必要であるが、発見する場所が教育委員会や学校の場であるため、先生やスクールソーシャルワーカー、カウンセラー、その学校の中で支援を考える専門職と、教育委員会や福祉部局等の外の機関との連携が、よりよくなるような仕組みを考えていただきたい。

#### 事務局

令和6年度からヤングケアラーへの支援として、実態調査で 状況を把握するとともに、ヘルパーを派遣して、ヤングケアラ 一状態を解消するという事業を実施する。ただ現状では、例え ば、宿題をしていないからその罰として家事をさせられる等ど ちらかというと児童虐待に関わるようなケースの状況が多いと 感じる。状況をしっかり把握した上で、ヤングケアラー対策を 実施していきたい。

## 委員

(No.91) 福祉有償運送サービスの実施について、6台運用しているということだが足りないと思う。これの根拠資料として、資料3-1市民向けアンケート3ページ問11外出頻度を聞く項目のあとに移動する際の交通手段を聞いた方がよいのではないか。

#### 事務局

承知した。

閉会